

東京2025デフリンピック 公式マスコット「ゆりーと」利用ガイド



この利用ガイドは、東京2025デフリンピック公式マスコット「ゆりーと」のデザインに関する基本的なルールをまとめたものです。デザインの利用にあたっては、本ガイドのほか、東京2025デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領・様式もご確認の上、ご利用ください。

※東京2025デフリンピック公式マスコット「ゆりーと」は東京都の登録商標・著作物です。

目次

- ▶ 1 利用許諾について
- ▶ 2 利用許諾申請のフロー
- ▶ 3 利用許諾申請の方法・手順
- ▶ 4 留意事項
- ▶ 5 使用上の注意（クレジット表記）
- ▶ 6 問い合わせ先



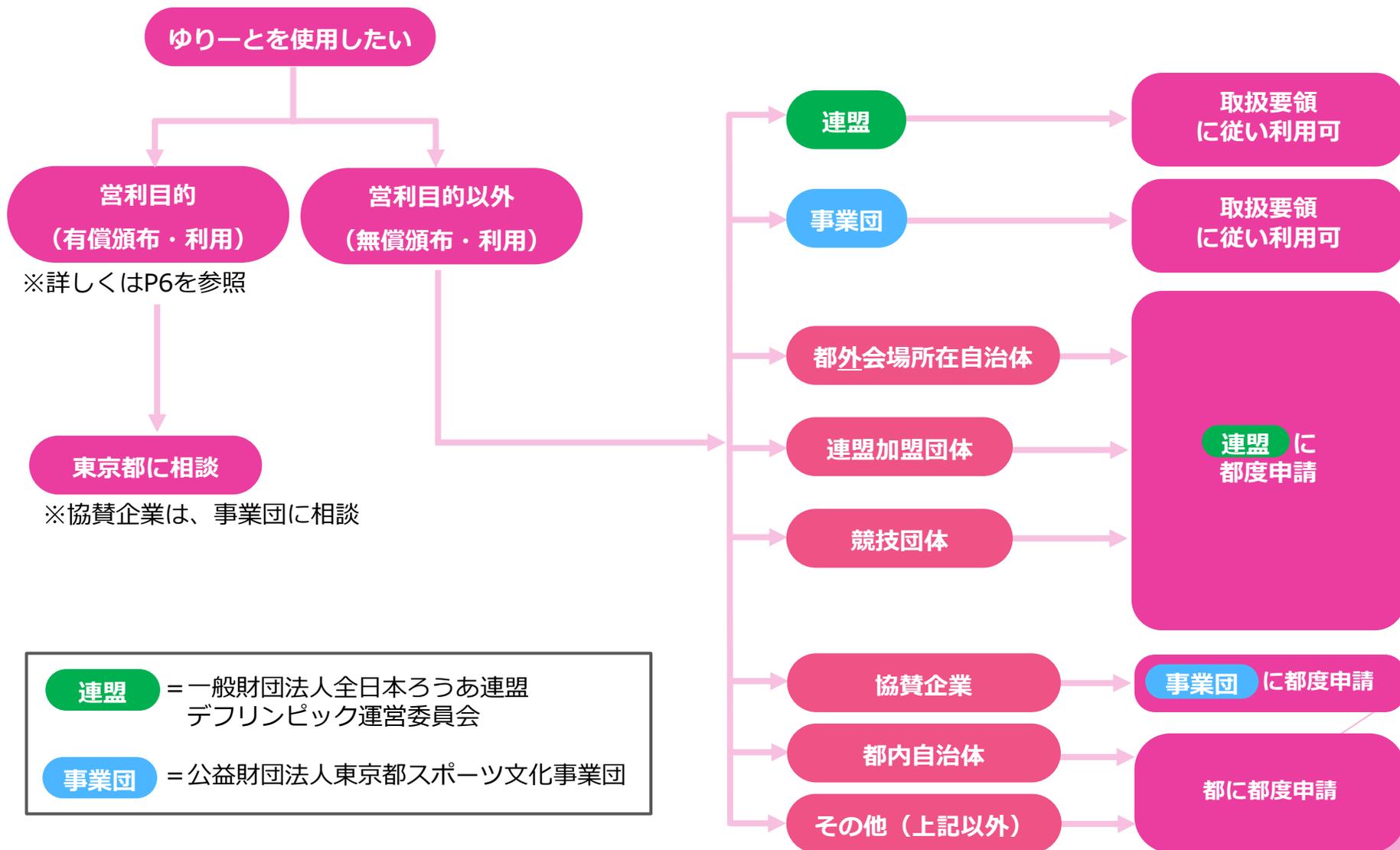
1 利用許諾について

東京2025デフリンピック公式マスコット「ゆりーと」の利用に関しては、あらかじめ利用許諾申請が必要です。

審査により、利用目的・利用方法が東京2025デフリンピックの広報、気運醸成及び大会準備・運営に寄与すると認められた場合は、許諾を受け、利用することが出来ます。
詳細は、「東京2025デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領」をご覧ください。（有償頒布利用の場合は、著作権使用料を徴収します。）



2 利用許諾申請のフロー



3 利用許諾申請の方法・手順 (営利目的以外(無償頒布・利用)の場合)

申請書提出

- 申請にあたっては、以下の資料をメールにてご提出ください。
(「9 問合せ先」を参照)
- ・利用許諾申請書(HPよりダウンロードが可能です。)
 - ・企画書(デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等)
 - ・申請者の概要が分かるもの
 - ・その他参考となる資料

受付・審査

許諾手続きには約2週間程度かかりますので、申請はお早めをお願いいたします。

利用許諾

使用可能なデザインについては デザインガイドマニュアルをご確認ください。

※ 営利目的での利用（有償頒布・利用）について

東京2025デフリンピック公式マスコット「ゆりーと」の営利目的での利用（有償での頒布・利用）又は収益を得ようとする利用ができるのは、次の主体に限ります。

- (1) 一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
- (2) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
- (3) 会場所在自治体
- (4) 協賛企業



4 留意事項

- 報道機関等が時事の事件の報道目的で利用する場合は、申請不要です。
- 許諾された用途にのみ利用してください。
- SNS等外部運営サイトへの本著作物の掲載については、個別の利用規約を確認した上で行ってください。

なお、当該規約において、掲載することにより運営者や閲覧者に著作物の利用を許諾、あるいは著作権を放棄したとみなすとされているものについては、掲載は認められません。

- デザインガイドマニュアルに定められたルールに従って正しく利用してください。
- ご利用に当たっては、「東京2025デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領」をご確認ください。

5 使用上の注意（クレジット表記）

原則として、ゆりーとの利用作成物には

「東京2025デフリンピック公式マスコット「ゆりーと」」及び「©東京都
#（許諾番号）」を明示してください。

※形状等から許諾番号を明示することが困難な場合は、許諾番号の表示を省略
できます。

表記例



東京2025デフリンピック
公式マスコット「ゆりーと」
©東京都 #〇-〇号

6 問い合わせ先

都

東京都スポーツ推進本部 国際スポーツ事業部 事業調整第二課

メール：S1180906@section.metro.tokyo.jp

連盟

一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

メール：dp2025_emblem@jfd.or.jp

